

資料提供	
令和4年11月30日	
管理 (担当者)	鳥取県住宅供給公社 西部事務所(岡田)
電話	0859-32-9211

県営住宅の入居募集について(県西部)

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する、低所得者向けの賃貸住宅です。このたび、令和5年1月1日入居可能分の入居者について、下記のとおり募集します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集手続きが従来の方法と変更となります。

- ①申込みは原則郵送でお願いします。ただし、申込書類に不備があり、募集期間内に不備書類の提出がなかった場合は、受理することができませんのでご注意ください。
- ②同じ住宅に複数の申し込みがあった場合は、厳正な抽選のうえ、抽選結果を通知いたします。(抽選会は開催せず、当選者のみの説明会を実施いたします。)

記

- 1 募集期間 令和4年12月1日(木)～8日(木)(土曜、日曜、除く午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)
- 2 受付窓口 鳥取県住宅供給公社 西部事務所
(米子市糞町1丁目160番地 鳥取県西部総合事務所 新館2階 電話0859-32-9211)
- 3 説明会日時 令和4年12月20日(火) 午前10時00分から(受付開始 午前9時20分から50分迄(遅刻厳禁))
- 4 説明会会場 鳥取県西部総合事務所 新館2階 第15会議室
- 5 入居可能日 令和5年1月1日(日)
- 6 募集住宅 7戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取	入居時家賃(円)	摘要
永江団地	米子市永江 240	昭和50年 (平成5改善)	中層耐火 4階建	1階	50-1棟 57号	3LDK	22,100 ～ 43,500	一次募集 高齢者等世帯
永江団地	米子市永江 280-4	昭和51年 (平成23改善)	中層耐火 4階建	1階	51-2棟 115号	3DK	25,000 ～ 49,200	一次募集 エレベーター付 高齢者等世帯
永江団地	米子市永江 260	昭和54年 (令和2改善)	中層耐火 4階建	3階	54-2棟 374号	3DK	16,500 ～ 32,500	二次募集
永江団地	米子市永江 290	昭和53年 (平成26改善)	中層耐火 4階建	2階	53-1棟 324号	3DK	16,200 ～ 31,900	一次募集
上道団地	境港市上道町 3353-5	平成12年	中層耐火 3階建	2階	1棟 203号	3DK	22,500 ～ 44,200	一次募集
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘 1丁目187	平成12年	簡易耐火 2階建	1-2階	B棟 106号	4DK	23,200 ～ 45,600	一次募集 多子多人数世帯 環境共生住宅
道笑町ふれあい団地	米子市道笑町 2丁目126-4	平成16年	高層耐火 8階建	3階	1棟 301号	1LDK	22,500 ～ 44,100	一次募集 車いす用住宅 エレベーター付 *1

(注1) 一次募集は優先入居に係る募集で、子育て世帯、妊娠中世帯、母子・父子世帯、多子・多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯（所得が月額1万円以下）、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等が対象となります。単身者は2DK以下の住戸に申し込むことができます。ただし単身でも、高齢者、障がい者、妊婦及び帰国被害者等の場合は、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

(注2) 二次募集は、一次募集の対象者以外の方も対象となります。単身者は2DK以下の住居に申し込むことができます。ただし単身でも、一次募集対象者及び留学生の場合は3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

(注3) 車いす用住宅は、入居者または同居親族が「車いす使用身体障がい者」である場合を対象とします。

なお入居後に車いす使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。（引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1項第7号による特定入居が可能です。）

「車いす使用身体障がい者」とは、次に掲げる者のうち常に車いすの使用を必要とする者をいいます。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が身体障がい者福祉法施行規則（昭和45年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度。

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症程度まで又は同法別表第1号表の3の第1款症程度のもの。

(注4) エレベーター付住宅では、エレベーターの電気使用料金を入居者の方全員で負担していただきます。

(注5) 永江団地 50-1 棟、夕日ヶ丘団地、上道団地、道笑町ふれあい団地は、CATV対応になっており、月額使用料金 550 円が別途必要です。

(注6) 改善とは建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。

(注7) 環境共生住宅とは周辺の自然環境と調和し、住み手が主体的に関わりながら、健康で快適な生活ができるよう工夫されたモデル住宅です。

落ち葉の片づけや草取り、共用部分の清掃等他の県営住宅と比較して、入居者に多くの負担がかかる住宅ですので、その趣旨に賛同し、共同生活を通じてその活動を十分行わなければならないことをご承知の上でご応募下さい。

(注8) 多子多人数世帯は、18歳未満の者が3人以上の世帯又は、世帯員5人以上の世帯が対象となります。

(注9) *1 道笑町ふれあい団地は定期借家のため令和7年3月末日住宅を明け渡していただきます。

(注10) 入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じていることをご承知の上でご応募下さい。

■詳しくは、鳥取県住宅供給公社西部事務所（電話 0859-32-9211）までお問い合わせください。